

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月12日

【中間会計期間】 第103期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社 びわこ銀行

【英訳名】 THE BIWAKO BANK, LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 山 田 督

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市中央四丁目5番12号

【電話番号】 (077) 524-9311

【事務連絡者氏名】 執行役員 企画部長 久 保 健

【最寄りの連絡場所】 同 上

【電話番号】 同 上

【事務連絡者氏名】 同 上

【縦覧に供する場所】 株式会社びわこ銀行 大阪支店
(大阪府中央区今橋三丁目2番20号)

株式会社びわこ銀行 京都支店
(京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町552番地)

株式会社 大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	14,427	15,485	16,800	30,350	31,524
連結経常利益	百万円	1,854	2,494	2,378	3,706	4,330
連結中間純利益	百万円	2,559	2,695	2,038	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	4,881	5,853
連結純資産額	百万円	37,217	40,256	43,100	40,339	45,013
連結総資産額	百万円	1,083,122	1,091,499	1,105,538	1,073,546	1,091,378
1株当たり純資産額	円	△23.48	△4.71	15.24	△1.14	29.14
1株当たり中間純利益	円	18.31	19.25	14.56	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	24.56	30.75
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	7.27	7.65	5.78	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	13.86	16.62
自己資本比率	%	—	3.6	3.8	—	4.0
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.16	8.88	9.89	8.49	9.41
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,265	6,114	32,431	△23,705	5,443
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△13,937	△4,146	△10,886	△10,753	△2,111
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,753	△1,585	△1,920	4,040	3,328
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	75,157	54,549	80,459	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	54,171	60,830
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	881 [355]	866 [409]	897 [451]	852 [369]	848 [431]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第101期中	第102期中	第103期中	第101期	第102期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	12,079	12,881	14,116	25,640	26,331
経常利益	百万円	1,741	2,333	2,037	3,492	4,011
中間純利益	百万円	2,521	2,601	1,962	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,857	5,676
資本金	百万円	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
発行済株式総数	千株	普通株式 140,188 優先株式 50,625	普通株式 140,188 優先株式 50,625	普通株式 140,188 優先株式 50,625	普通株式 140,188 優先株式 50,625	普通株式 140,188 優先株式 50,625
純資産額	百万円	36,989	39,489	42,132	40,037	44,146
総資産額	百万円	1,075,264	1,082,898	1,097,229	1,064,623	1,083,028
預金残高	百万円	1,009,468	1,009,243	1,017,855	987,267	1,001,691
貸出金残高	百万円	806,924	833,137	816,985	818,143	831,631
有価証券残高	百万円	119,316	120,600	128,149	118,159	120,605
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 1.00 優先株式 28.57	普通株式 2.00 優先株式 30.62
自己資本比率	%	—	3.6	3.8	—	4.0
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.15	8.88	9.85	8.49	9.36
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	834 [53]	834 [382]	864 [422]	814 [344]	811 [403]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、信用保証業務につきましては、従来「その他の事業」に含めて記載しておりましたが、事業の全セグメントに占める信用保証業務の重要性が増加したため、当中間連結会計期間から「信用保証業」として区分して記載しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	リース業	信用保証業	その他	合計
従業員数(人)	864 [422]	8 [6]	3 [2]	22 [21]	897 [451]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員443人を含んでおりません。

2 嘱託及び臨時従業員は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	864 [422]
---------	--------------

(注) 1 従業員数は、執行役員7人を含んでおりません。

2 従業員数は、嘱託及び臨時従業員414人を含んでおりません。

3 嘱託及び臨時従業員は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

4 当行の従業員組合は、びわこ銀行職員組合と称し、組合員数は680人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当行は、平成19年度よりスタートした2ヵ年の中期経営計画「Ready Go 100」において、地元に関与する銀行“じぎん”を目指しております。そのため、メインプロダクトを中小企業向け貸金、住宅ローン、預かり資産、環境銀行の4つに絞り込むとともに「営業力の強化」、「リスク管理の高度化」、「顧客保護の徹底」を戦略の三本柱に据えております。

「Ready Go 100」の最初の半期となる当中間期の連結経営成績は、以下の通りとなりました。

預金金利の上昇が先行する一方で、貸出金利の上昇が小幅にとどまったため資金利益は減少しましたが、お客様の資産運用相談にしっかりと対応した結果、投資信託・年金保険が引き続き順調に推移し、役員利益は中間期の過去最高を計上しました。また、リスク管理の高度化に向けたシステム投資や、顧客保護への前向きな店舗投資を将来を見据えて積極的に進めました。

以上により、当行グループの主な業績の内容は次のような結果となりました。

当中間連結会計期間の連結経常収益は前中間連結会計年度比13億円増加の168億円、連結経常費用は同14億円増加の144億円、連結経常利益は23億円、連結中間純利益は20億円となりました。

銀行単体の主な業績の内容は次のような結果となりました。

銀行業は当行グループの中核事業であり、当中間連結会計期間の連結経常収益に占める同業務の経常収益の割合は84.02%に上っております。

預金の期末残高は、前年同期比86億円増加の1兆178億円となりました。また、お客様の幅広い資産運用のお手伝いができるよう相談機能を強化した結果、投資信託、年金保険、国債等の預かり資産合計が1,500億円を突破しました。

貸出金の期末残高は、A B L（動産担保融資）等を積極的に推進するなど、中小企業向け貸金に注力しましたが、不良債権処理に伴う回収もあり、全体では8,169億円と前年同期比161億円減少しました。ただし、住宅ローンについては、A T M時間外手数料無料化をはじめさまざまな独自サービスを提供するなど引き続き強化に努めた結果、残高は3,577億円と同158億円増加しております。

有価証券の期末残高につきましては、堅実かつ効率的な運用に努め、前年同期比75億円増加の1,281億円となりました。

損益面では、経常収益が141億円となり、前年同期比12億円の増収となりました。一方、経常費用は、同15億円増の120億円となりました。この結果、経常利益は同2億円減少の20億円、中間純利益は6億円減少の19億円となりました。

なお、資金利益は前年同期比6億円減少の83億円となりましたが、役員利益が同2億円増加の13億円、その他業務利益が同3億円増加の5億円となったことで、業務粗利益は同1億円減少の103億円となりました。

その他、不良債権比率が前年同期比0.69ポイント低下の3.26%まで縮減しているほか、自己資本比率は同0.97ポイント上昇の9.85%まで引き上げることができました。

リース業は、景気の回復基調を受けた企業の設備投資意欲の高まりから、経常収益は前年同期比163百万円増加の2,699百万円となり、経常利益につきましては同65百万円増加の88百万円となりました。

信用保証業は、経常収益は前年同期比51百万円増加の399百万円、経常利益は同200百万円増加の288百万円となりました。

その他の事業は、経常収益は前年同期比30百万円増加の496百万円、経常利益は同18百万円減少の42百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは預金の増加、貸出金の減少等により前年同期比26,317百万円増加の32,431百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出の増加等により前年同期比6,740百万円減少の10,886百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金支払等により前年同期比334百万円減少の1,920百万円の支出となりました結果、現金及び現金同等物中間期末残高は、前年同期比25,910百万円増加の80,459百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、前中間連結会計期間比6億53百万円減少して83億37百万円、役務取引等収支は前中間連結会計期間比2億28百万円増加して13億76百万円となりました。また、その他業務収支は前中間連結会計期間比3億4百万円増加し5億90百万円となりました。このため、当中間連結会計期間の業務粗利益は前中間連結会計期間比1億20百万円減少して103億4百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	8,990	1	—	8,991
	当中間連結会計期間	8,335	2	—	8,337
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	9,880	42	△0	9,922
	当中間連結会計期間	10,255	30	△1	10,285
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	890	40	△0	931
	当中間連結会計期間	1,920	28	△1	1,947
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,140	7	—	1,147
	当中間連結会計期間	1,362	14	—	1,376
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,134	10	—	2,145
	当中間連結会計期間	2,447	20	—	2,468
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	994	3	—	997
	当中間連結会計期間	1,085	6	—	1,091
その他業務収支	前中間連結会計期間	264	21	—	285
	当中間連結会計期間	547	42	—	590
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	264	21	—	285
	当中間連結会計期間	573	42	—	616
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	0	—	—	0
	当中間連結会計期間	26	—	—	26

(注) 1 当行は海外に拠点等がないため「国内業務部門」と「国際業務部門」に区分して記載しております。

2 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、1兆138億円で前中間連結会計期間比1.90%の増加となりました。主な要因は貸出金が同1.22%減少、有価証券が同19.12%増加したためであります。また、資金運用勘定利回りは、貸出金利回りが上昇したこともあり、前中間連結会計期間比0.03%上昇しました。

当中間連結会計期間の資金調達勘定平均残高は、1兆64億円で前中間連結会計期間比1.08%の増加となりました。主な要因は預金が同0.98%増加したためであります。なお、資金調達勘定利回は0.38%と同0.19%上昇しました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	993,532	9,923	1.99
	当中間連結会計期間	1,012,855	10,255	2.01
うち貸出金	前中間連結会計期間	814,290	8,923	2.18
	当中間連結会計期間	804,306	9,139	2.26
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	4	0	0.20
	当中間連結会計期間	14	0	0.04
うち有価証券	前中間連結会計期間	112,840	909	1.60
	当中間連結会計期間	134,419	919	1.36
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	49,830	28	0.11
	当中間連結会計期間	61,316	169	0.55
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	1,464	1	0.24
	当中間連結会計期間	2,600	8	0.61
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	5,804	1	0.04
	当中間連結会計期間	6,598	7	0.23
資金調達勘定	前中間連結会計期間	994,259	931	0.18
	当中間連結会計期間	1,005,435	1,920	0.38
うち預金	前中間連結会計期間	969,000	535	0.11
	当中間連結会計期間	978,973	1,501	0.30
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	4,191	3	0.18
	当中間連結会計期間	459	1	0.57
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	15,057	220	2.92
	当中間連結会計期間	19,952	286	2.86

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、銀行業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,922	42	4.42
	当中間連結会計期間	1,541	30	3.95
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	111	2	5.32
	当中間連結会計期間	3	0	4.68
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,397	30	4.36
	当中間連結会計期間	1,161	23	4.01
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,973	40	4.14
	当中間連結会計期間	1,584	28	3.55
うち預金	前中間連結会計期間	1,418	25	3.53
	当中間連結会計期間	1,015	15	2.99
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	14	0	3.12
	当中間連結会計期間	10	0	4.21
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 「国際業務部門」とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

③ 合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	995,454	△526	994,927	9,923	0	9,922	1.98
	当中間連結会計期間	1,014,397	△543	1,013,854	10,286	△1	10,285	2.02
うち貸出金	前中間連結会計期間	814,290	—	814,290	8,923	—	8,923	2.18
	当中間連結会計期間	804,306	—	804,306	9,139	—	9,139	2.26
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	4	—	4	0	—	0	0.20
	当中間連結会計期間	14	—	14	0	—	0	0.04
うち有価証券	前中間連結会計期間	112,840	—	112,840	909	—	909	1.60
	当中間連結会計期間	134,419	—	134,419	919	—	919	1.36
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	49,941	—	49,941	31	—	31	0.12
	当中間連結会計期間	61,320	—	61,320	169	—	169	0.55
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	1,464	—	1,464	1	—	1	0.24
	当中間連結会計期間	2,600	—	2,600	8	—	8	0.61
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	7,201	—	7,201	31	—	31	0.88
	当中間連結会計期間	7,760	—	7,760	31	—	31	0.80
資金調達勘定	前中間連結会計期間	996,233	△526	995,706	931	0	931	0.18
	当中間連結会計期間	1,007,019	△543	1,006,476	1,948	△1	1,947	0.38
うち預金	前中間連結会計期間	970,418	—	970,418	560	—	560	0.11
	当中間連結会計期間	979,989	—	979,989	1,516	—	1,516	0.30
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	4,205	—	4,205	4	—	4	0.19
	当中間連結会計期間	469	—	469	1	—	1	0.66
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	15,057	—	15,057	220	—	220	2.92
	当中間連結会計期間	19,952	—	19,952	286	—	286	2.86

(注) 資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

[次へ](#)

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は前中間連結会計期間比3億22百万円増加し、24億68百万円となりました。一方、役務取引等費用は同93百万円増加し、10億91百万円となったことから、役務取引等収支は同2億28百万円増加し、13億76百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,134	10	—	2,145
	当中間連結会計期間	2,459	8	—	2,468
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	495	—	—	495
	当中間連結会計期間	467	—	—	467
うち為替業務	前中間連結会計期間	519	10	—	530
	当中間連結会計期間	491	8	—	500
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	26	—	—	26
	当中間連結会計期間	59	—	—	59
うち代理業務	前中間連結会計期間	38	0	—	38
	当中間連結会計期間	41	0	—	41
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	36	—	—	36
	当中間連結会計期間	48	—	—	48
うち保証業務	前中間連結会計期間	27	—	—	27
	当中間連結会計期間	8	—	—	8
うち投資信託・保険販売業務	前中間連結会計期間	991	—	—	991
	当中間連結会計期間	1,342	—	—	1,342
役務取引等費用	前中間連結会計期間	994	3	—	997
	当中間連結会計期間	1,088	3	—	1,091
うち為替業務	前中間連結会計期間	99	3	—	103
	当中間連結会計期間	97	3	—	100

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

(4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

該当事項ありません。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

該当事項ありません。

(5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,003,237	1,457	—	1,004,695
	当中間連結会計期間	1,012,121	993	—	1,013,114
うち流動性預金	前中間連結会計期間	349,807	—	—	349,807
	当中間連結会計期間	351,667	—	—	351,667
うち定期性預金	前中間連結会計期間	645,348	—	—	645,348
	当中間連結会計期間	652,455	—	—	652,455
うちその他	前中間連結会計期間	8,081	1,457	—	9,539
	当中間連結会計期間	7,998	993	—	8,991
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	1,003,237	1,457	—	1,004,695
	当中間連結会計期間	1,012,121	993	—	1,013,114

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

[次へ](#)

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	830,021	100.00	813,578	100.00
製造業	62,372	7.51	60,965	7.49
農業	2,376	0.29	1,488	0.18
林業	100	0.01	64	0.01
漁業	230	0.03	125	0.02
鉱業	2,631	0.32	2,282	0.28
建設業	57,748	6.96	48,636	5.98
電気・ガス・熱供給・水道業	426	0.05	244	0.03
情報通信業	1,813	0.22	1,537	0.19
運輸業	26,121	3.15	24,238	2.98
卸売・小売業	51,689	6.23	52,424	6.44
金融・保険業	10,332	1.24	5,771	0.71
不動産業	104,272	12.56	106,153	13.05
各種サービス業	103,616	12.48	92,735	11.40
地方公共団体	33,918	4.09	32,058	3.94
その他	372,369	44.86	384,850	47.30
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	830,021	—	813,578	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する子会社であり、該当ありません。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項ありません。

(7) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	61,444	—	—	61,444
	当中間連結会計期間	69,248	—	—	69,248
地方債	前中間連結会計期間	5,978	—	—	5,978
	当中間連結会計期間	7,223	—	—	7,223
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	21,601	—	—	21,601
	当中間連結会計期間	25,995	—	—	25,995
株式	前中間連結会計期間	15,516	—	—	15,516
	当中間連結会計期間	13,847	—	—	13,847
その他の証券	前中間連結会計期間	15,063	—	—	15,063
	当中間連結会計期間	10,769	—	—	10,769
合計	前中間連結会計期間	119,604	—	—	119,604
	当中間連結会計期間	127,084	—	—	127,084

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[前へ](#)

[次へ](#)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	10,466	10,361	△105
経費(除く臨時処理分)	6,437	6,841	403
人件費	3,084	3,306	221
物件費	2,990	3,139	149
税金	362	394	32
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	4,028	3,520	△508
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,028	3,520	△508
一般貸倒引当金繰入額	80	△95	△175
業務純益	3,948	3,615	△333
うち債券関係損益	258	577	318
臨時損益	△1,615	△1,578	37
株式関係損益	175	111	△63
不良債権処理損失	1,793	1,610	△182
個別貸倒引当金繰入額	1,792	1,670	△122
その他の債権売却損等	0	△59	△60
その他臨時損益	2	△79	△81
経常利益	2,333	2,037	△296
特別損益	776	127	△649
うち固定資産処分損益	△12	△11	0
税引前中間純利益	3,110	2,164	△945
法人税、住民税及び事業税	15	13	△1
法人税等調整額	493	187	△305
中間純利益	2,601	1,962	△638

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益＝国債等債券売却益(＋国債等債券償還益)－国債等債券売却損(－国債等債券償還損)－国債等債券償却
6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門) (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.96	2.00	0.04
(イ) 貸出金利回	2.16	2.25	0.09
(ロ) 有価証券利回	1.57	1.35	△0.22
(2) 資金調達原価 ②	1.44	1.71	0.27
(イ) 預金等利回	0.10	0.30	0.20
(ロ) 外部負債利回	2.88	3.45	0.57
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.52	0.29	△0.23

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	23.77	18.60	△5.16
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	23.77	18.60	△5.16
業務純益ベース	23.30	19.10	△4.19
中間純利益ベース	15.35	10.37	△4.97

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,009,243	1,017,855	8,611
預金(平残)	974,536	984,512	9,975
貸出金(末残)	833,137	816,985	△16,152
貸出金(平残)	817,082	807,673	△9,408

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	742,354	746,346	3,991
法人	208,162	207,728	△434
合計	950,517	954,075	3,557

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	353,863	368,593	14,730
住宅ローン残高	341,954	357,772	15,818
その他ローン残高	11,909	10,821	△1,088

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	764,264	753,371	△10,892
総貸出金残高	② 百万円	833,137	816,985	△16,152
中小企業等貸出金比率	①/② %	91.73	92.21	0.48
中小企業等貸出先件数	③ 件	49,977	48,349	△1,545
総貸出先件数	④ 件	50,063	48,432	△1,631
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.82	99.82	0

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	15	38	7	63
保証	2,904	15,621	2,626	12,854
計	2,919	15,660	2,633	12,917

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 Tier 1	資本金	28,000	28,000
	うち非累積的永久優先株	20,250	20,250
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	11	11
	利益剰余金	6,009	9,383
	自己株式(△)	58	72
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	415	468
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	37,790
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	34,378	37,790
補充的項目 Tier 2	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	1,763	1,758
	一般貸倒引当金	7,144	7,578
	負債性資本調達手段等	13,750	18,750
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	13,750	18,750
計	22,657	28,086	
うち自己資本への算入額 (B)	19,287	24,438	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	25
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	53,665	62,203
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	587,644	576,957
	オフ・バランス取引等項目	16,121	11,669
	信用リスクアセットの額 (E)	—	588,626
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	40,213
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	3,217
計(E)+(F)(注5) (H)	603,766	628,840	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)	8.88	9.89	
(参考)Tier 1比率 = A/H×100(%)	—	6.00	

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 Tier 1	資本金	28,000	28,000
	うち非累積的永久優先株	20,250	20,250
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	318	683
	その他利益剰余金	5,393	8,243
	その他	—	—
	自己株式(△)	58	72
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	36,854
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	33,653	36,854
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 Tier 2	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	1,763	1,758
	一般貸倒引当金	6,248	6,643
	負債性資本調達手段等	13,750	18,750
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	13,750	18,750
	計	21,761	27,151
うち自己資本への算入額 (B)	19,234	24,044	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	25
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	52,887	60,874
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	579,124	567,519
	オフ・バランス取引等項目	16,121	11,669
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	579,188
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	38,224
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	3,057
計(E)+(F)(注5) (H)	595,245	617,412	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		8.88	9.85
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		—	5.96

- (注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。
- 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	127	72
危険債権	133	119
要管理債権	76	80
正常債権	8,162	8,083

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

全国有数の人口増加率を誇り、成長著しい滋賀県では、同時に金融機関の競争も激しさを増しています。また、顧客保護を主眼とする金融商品取引法が施行され「貯蓄から投資へ」の時代に則した態勢強化が強く求められております。

そうした状況下、当行が地元滋賀県で「じぎん」としての存在価値をますます高めていくためには、中期経営計画「Ready Go 100」で掲げた諸目標の完遂と「営業力の強化」、「リスク管理の高度化」、「顧客保護の徹底」を実践していくことが何よりも必要であると考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項ありません。

5 【研究開発活動】

該当事項ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	460,000,000
甲種優先株式	70,000,000
乙種優先株式	70,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	140,188,400	同左	大阪証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
第一回甲種優先株式	27,500,000	同左	—	(注) 1
第二回甲種優先株式	23,125,000	同左	—	(注) 2
計	190,813,400	同左	——	——

(注) 1 第一回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金

第一回甲種優先株式1株当たりの優先配当金(以下「第一回甲種優先配当金」という)の額は、第一回甲種優先株式の発行価額(800円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の配当年率(以下「第一回甲種配当年率」という)を乗じて算出した額とする。第一回甲種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。第一回甲種配当年率は、平成16年9月30日以降、次回の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

- ・ 第一回甲種配当年率 = 6ヵ月円LIBOR + 3.50%
- ・ 「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・ 「6ヵ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の(ただし、償還価額の計算のために第一回甲種優先配当金を算出する場合は、その償還日の直前の)10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(以下「IBOR」)の平均値を指すものとする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額が第一回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、第一回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき800円を支払う。このほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

当銀行は、いつでも第一回甲種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買入価額により消却することができる。

4. 議決権

第一回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株予約権等

当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一回甲種優先株式について株式の併合または分割は行わない。第一回甲種優先株主には募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

6. 転換予約権(取得請求権)

第一回甲種優先株主は、下記に定める条件に従い、下記(1)に定める期間内に転換(すなわち、当銀行による取得をいう。以下同じ)を請求することにより、本優先株式1株につき下記(2)ないし(4)に定める転換価額により、当銀行が第一回甲種優先株式を取得すると引換えに当銀行普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 転換請求期間

平成18年10月1日から平成41年9月30日までとする。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、普通株式1株当たり199円とする。

(3) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日から平成41年9月30日まで、毎年10月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という)における時価に修正されるものとし、転換価額は当該転換価額修正日以降、翌転換価額修正日の前日(または転換請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%の額(以下「下限転換価額」という)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該時価が当初転換価額の100%の額(以下「上限転換価額」という)を上回るときは、修正後転換価額は上限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、下記(4)の規定により調整された場合には、上限転換価額および下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(4) 転換価額の調整

- A. 当銀行は、第一回甲種優先株式発行後、下記B.に掲げる各事由により、当銀行の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 転換価額調整式により第一回甲種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D.(ロ)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当銀行の有する当銀行の普通株式を処分する場合

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当銀行の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\frac{\text{調整前 転換価額} - \text{調整後 転換価額}}{\text{調整後 転換価額}} \right] \times \text{調整前転換価額} \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 下記D.(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当銀行の普通株式の交付と引換えに転換される証券もしくは転換させることが証券または新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

C. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

D. (イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記B.(ロ)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当銀行の発行済普通株式数から、当該日における当銀行の有する当銀行普通株式数を控除した数とする。

E. 当銀行は、上記B.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(イ) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当銀行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 転換により発行すべき普通株式数

第一回甲種優先株式の転換により発行すべき当銀行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回甲種優先株主が転換請求のために提出した} \div \text{転換価額}}{\text{第一回甲種優先株式の発行価額総額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たり1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(6) 転換の請求により発行する株式の内容

当銀行普通株式

(7) 転換請求受付場所

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部

(8) 転換の効力の発生

転換請求書および第一回甲種優先株券が上記(7)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に転換請求受付場所に到着したときに当銀行は、当該優先株式を取得し、当該請求をした株主は、当銀行がその取得と引換えに交付すべき当銀行の普通株式の株主となる。

(注) 2 第二回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金

第二回甲種優先株式1株当たりの優先配当金(以下「第二回甲種優先配当金」という)の額は、第二回甲種優先株式の発行価額(800円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の配当年率(以下「第二回甲種配当年率」という)を乗じて算出した額とする。第二回甲種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。第二回甲種配当年率は、平成17年3月30日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

- ・ 第二回甲種配当年率＝6ヵ月円LIBOR＋3.50%
- ・ 「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・ 「6ヵ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レートの平均値を指すものとする。

(2)非累積条項

ある事業年度において、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額が第二回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3)非参加条項

第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、第二回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき800円を支払う。このほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

当銀行は、いつでも第二回甲種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買入価額により消却することができる。

4. 議決権

第二回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株予約権等

当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二回甲種優先株式について株式の併合または分割は行わない。第二回甲種優先株主には募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

6. 転換予約権(取得請求権)

第二回甲種優先株主は、下記に定める条件に従い、下記(1)に定める期間内に転換(すなわち、当銀行による取得をいう。以下同じ)を請求することにより、本優先株式1株につき下記(2)ないし(4)に定める転換価額により、当銀行が第二回甲種優先株式を取得すると引換えに当銀行普通株式を交付することを請求することができる。

(1)転換請求期間

平成19年4月1日から平成42年3月31日までとする。

(2)当初転換価額

当初転換価額は、普通株式1株当たり182円とする。

(3)転換価額の修正

転換価額は、平成19年4月1日から平成42年3月31日まで、毎年4月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という)における時価に修正されるものとし、転換価額は当該転換価額修正日以降、翌転換価額修正日の前日(または転換請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%の額(以下「下限転換価額」という)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該時価が当初転換価額の100%の額(以下「上限転換価額」という)を上回るときは、修正後転換価額は上限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、下記(4)の規定により調整された場合には、上限転換価額および下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(4)転換価額の調整

- A. 当銀行は、第二回甲種優先株式発行後、下記B.に掲げる各事由により、当銀行の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{普通株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり}}{\text{発行・処分価額}} \times \text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 転換価額調整式により第二回甲種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D.(ロ)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当銀行の有する当銀行の普通株式を処分する場合
調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当銀行の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\frac{\text{調整前} - \text{調整後}}{\text{転換価額} - \text{転換価額}} \right] \times \text{調整前転換価額をもって転換により} \times \text{当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 下記D.(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当銀行の普通株式の交付と引換えに転換される証券もしくは転換させることが証券または新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

C. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

D. (イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記B.(ロ)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当銀行の発行済普通株式数から、当該日における当銀行の有する当銀行普通株式数を控除した数とする。

E. 当銀行は、上記B.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(イ) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当銀行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 転換により発行すべき普通株式数

第二回甲種優先株式の転換により発行すべき当銀行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行} \quad = \quad \frac{\text{第二回甲種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{第二回甲種優先株式の発行価額総額}} \quad \div \quad \text{転換価額}$$

すべき普通株式数

発行すべき普通株式数の算出に当たり1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(6) 転換の請求により発行する株式の内容

当銀行普通株式

(7) 転換請求受付場所

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部

(8) 転換の効力の発生

転換請求書および第二回甲種優先株券が上記(7)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に転換請求受付場所に到着したときに当銀行は、当該優先株式を取得し、当該請求をした株主は、当銀行がその取得と引換えに交付すべき当銀行の普通株式の株主となる。

7. 優先順位

各回号の甲種優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(注) 当初転換価額の決定方法

当初転換価額は、平成17年2月11日から平成17年3月10日までの1ヵ月間の株式会社大阪証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満切り捨て)である182円とした。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	190,813	—	28,000,153	—	—

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
銀泉株式会社	大阪市中央区高麗橋4丁目6番12号	5,280	3.77
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	5,250	3.74
びわこ銀行自社株投資会	滋賀県大津市中央四丁目5番12号	5,203	3.71
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2丁目12番6号	3,755	2.68
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,680	2.62
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,559	2.54
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目3番地	3,525	2.51
新木産業株式会社	滋賀県伊香郡高月町森本95番地	2,203	1.57
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	2,167	1.55
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	2,046	1.46
計	———	36,671	26.15

② 第一回甲種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	26,875	97.73
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目3番地	625	2.27
計	———	27,500	100.00

③ 第二回甲種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	23,125	100.00
計	——	23,125	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 50,625,000	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 316,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 138,209,000	138,209	同上
単元未満株式	普通株式 1,663,400	—	同上
発行済株式総数	190,813,400	—	—
総株主の議決権	—	138,209	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が117,000株含まれておりません。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が117個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式600株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社びわこ銀行	滋賀県大津市中央 四丁目5番12号	316,000	—	316,000	0.16
計	——	316,000	—	316,000	0.16

2 【株価の推移】

(1) 普通株式

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	246	244	237	236	227	191
最低(円)	230	224	230	226	190	160

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

第一回甲種優先株式および第二回甲種優先株式は、証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項ありません。

(2) 退任役員

該当事項ありません。

(3) 役職の異動

該当事項ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※6, 7	54,549	5.00	80,459	7.28	60,830	5.57
コールローン及び買入手形		45,000	4.12	45,230	4.09	45,000	4.12
買入金銭債権	※6	50	0.00	50	0.00	50	0.01
商品有価証券		6	0.00	19	0.00	10	0.00
有価証券	※7, 14	119,604	10.96	127,084	11.50	119,570	10.96
貸出金	※1, 2 3, 4 5, 6 7, 8	830,021	76.04	813,578	73.59	828,302	75.90
外国為替	※5	378	0.04	370	0.03	358	0.03
その他資産	※7	17,362	1.59	17,480	1.58	17,327	1.59
有形固定資産	※9, 10, 11	13,195	1.21	13,065	1.18	13,221	1.21
無形固定資産		565	0.05	731	0.07	635	0.06
繰延税金資産		10,710	0.98	10,417	0.94	8,657	0.79
支払承諾見返		15,660	1.44	12,917	1.17	13,366	1.22
貸倒引当金		△15,603	△1.43	△15,866	△1.43	△15,952	△1.46
資産の部合計		1,091,499	100.00	1,105,538	100.00	1,091,378	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	1,004,695	92.05	1,013,114	91.64	997,386	91.39
コールマネー及び売渡手形		14	0.00	—	—	15	0.00
借入金	※7, 12	15,377	1.41	20,305	1.84	19,608	1.80
外国為替		9	0.00	18	0.00	25	0.00
社債	※13	6,730	0.62	6,570	0.59	6,650	0.61
その他負債		6,331	0.58	7,028	0.64	6,797	0.62
賞与引当金		352	0.03	333	0.03	312	0.03
退職給付引当金		15	0.00	13	0.00	14	0.00
役員退職慰労金引当金		—	—	85	0.01	166	0.01
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	68	0.00	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※9	1,953	0.18	1,948	0.18	1,953	0.18
負ののれん		103	0.00	34	0.00	68	0.01
支払承諾		15,660	1.44	12,917	1.17	13,366	1.23
負債の部合計		1,051,243	96.31	1,062,438	96.10	1,046,365	95.88
(純資産の部)							
資本金		28,000	2.56	28,000	2.53	28,000	2.57
資本剰余金		11	0.00	11	0.00	11	0.00
利益剰余金		6,009	0.55	9,383	0.85	9,168	0.84
自己株式		△58	△0.00	△72	△0.00	△63	△0.01
株主資本合計		33,963	3.11	37,322	3.38	37,115	3.40
その他有価証券評価差額金		3,911	0.36	3,351	0.30	5,496	0.50
土地再評価差額金	※9	1,966	0.18	1,958	0.18	1,966	0.18
評価・換算差額等合計		5,877	0.54	5,310	0.48	7,462	0.68
少数株主持分		415	0.04	468	0.04	434	0.04
純資産の部合計		40,256	3.69	43,100	3.90	45,013	4.12
負債及び純資産の部 合計		1,091,499	100.00	1,105,538	100.00	1,091,378	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		15,485	100.00	16,800	100.00	31,524	100.00
資金運用収益		9,922		10,285		20,377	
(うち貸出金利息)		(8,923)		(9,139)		(18,063)	
(うち有価証券 利息配当金)		(909)		(919)		(2,052)	
役員取引等収益		2,145		2,468		4,482	
その他業務収益		285		616		307	
その他経常収益		3,131		3,430		6,356	
経常費用		12,990	83.89	14,421	85.84	27,193	86.26
資金調達費用		931		1,947		2,354	
(うち預金利息)		(560)		(1,516)		(1,602)	
役員取引等費用		997		1,091		2,030	
その他業務費用		0		26		—	
営業経費		6,533		6,913		13,150	
その他経常費用	※1	4,527		4,442		9,658	
経常利益		2,494	16.11	2,378	14.16	4,330	13.74
特別利益	※2	794	5.13	250	1.49	3,284	10.42
特別損失		13	0.08	122	0.73	144	0.46
減損損失	※3	—		111		—	
その他		13		11		144	
税金等調整前 中間(当期)純利益		3,276	21.16	2,506	14.92	7,470	23.70
法人税、住民税及び 事業税		103	0.67	136	0.81	138	0.44
法人税等調整額		468	3.02	297	1.77	1,449	4.60
少数株主利益		9	0.06	34	0.21	28	0.09
中間(当期)純利益		2,695	17.41	2,038	12.13	5,853	18.57

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	28,000	11	4,923	△50	32,884
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△1,586	—	△1,586
中間純利益	—	—	2,695	—	2,695
自己株式の取得	—	—	—	△7	△7
自己株式の処分	—	0	—	0	0
連結子会社の減少	—	—	△22	—	△22
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	1,086	△7	1,078
平成18年9月30日残高(百万円)	28,000	11	6,009	△58	33,963

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5,489	1,966	7,455	428	40,768
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△1,586
中間純利益	—	—	—	—	2,695
自己株式の取得	—	—	—	—	△7
自己株式の処分	—	—	—	—	0
連結子会社の減少	—	—	—	—	△22
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,577	—	△1,577	△13	△1,591
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,577	—	△1,577	△13	△512
平成18年9月30日残高(百万円)	3,911	1,966	5,877	415	40,256

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	28,000	11	9,168	△63	37,115
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△1,829	—	△1,829
中間純利益	—	—	2,038	—	2,038
自己株式の取得	—	—	—	△9	△9
自己株式の処分	—	—	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	7	—	7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	215	△9	206
平成19年9月30日残高(百万円)	28,000	11	9,383	△72	37,322

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	5,496	1,966	7,462	434	45,013
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△1,829
中間純利益	—	—	—	—	2,038
自己株式の取得	—	—	—	—	△9
自己株式の処分	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△2,144	△7	△2,151	33	△2,118
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△2,144	△7	△2,151	33	△1,912
平成19年9月30日残高(百万円)	3,351	1,958	5,310	468	43,100

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	28,000	11	4,923	△50	32,884
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△1,586	—	△1,586
当期純利益	—	—	5,853	—	5,853
自己株式の取得	—	—	—	△13	△13
自己株式の処分	—	0	—	0	0
連結子会社の減少	—	—	△22	—	△22
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	0	4,244	△13	4,231
平成19年3月31日残高(百万円)	28,000	11	9,168	△63	37,115

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5,489	1,966	7,455	428	40,768
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△1,586
当期純利益	—	—	—	—	5,853
自己株式の取得	—	—	—	—	△13
自己株式の処分	—	—	—	—	0
連結子会社の減少	—	—	—	—	△22
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	7	—	7	6	13
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	7	—	7	6	4,244
平成19年3月31日残高(百万円)	5,496	1,966	7,462	434	45,013

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		3,276	2,506	7,470
減価償却費		1,839	2,084	3,763
減損損失		—	111	—
負ののれん償却額		△34	△34	△68
貸倒引当金の増加額		1,344	1,284	3,483
賞与引当金の増加額		△30	20	△70
退職給付引当金の増加額		△2	△1	△3
役員退職慰労金引当金の 増加額		—	△80	166
睡眠預金払戻損失 引当金の増加額		—	68	—
資金運用収益		△9,922	△10,285	△20,377
資金調達費用		931	1,947	2,354
有価証券関係損益(△)		△998	△1,087	△563
為替差損益(△)		3	△4	0
固定資産処分損益(△)		12	11	24
特定取引資産の純増(△)減		△4	△9	△9
貸出金の純増(△)減		△15,557	13,388	△15,596
預金の純増減(△)		21,115	15,728	13,806
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		632	697	△137
コールローン等の 純増(△)減		117	△230	117
コールマネー等の 純増減(△)		△2,999	△15	△2,998
外国為替(資産)の 純増(△)減		43	△11	62
外国為替(負債)の 純増減(△)		△13	△6	2
資金運用による収入		9,052	10,296	19,310
資金調達による支出		△793	△1,625	△1,809
その他		△1,903	△2,224	△3,446
小計		6,108	32,527	5,482
法人税等の支払額		—	△95	△38
法人税等の還付額		5	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー		6,114	32,431	5,443

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による 支出		△31,256	△107,209	△ 48,804
有価証券の売却による 収入		5,276	12,158	6,338
有価証券の償還による 収入		21,902	84,423	40,610
有形固定資産の取得 による支出		△69	△258	△ 255
投資活動による キャッシュ・フロー		△4,146	△10,886	△ 2,111
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による 収入		—	—	5,000
社債の発行による収入		30	—	100
社債の償還による支出		—	△80	△ 150
配当金支払額		△1,586	△1,829	△ 1,586
少数株主への 配当金支払額		△22	△0	△ 22
自己株式の取得による 支出		△7	△9	△ 13
自己株式の売却による 収入		0	0	0
財務活動による キャッシュ・フロー		△1,585	△1,920	3,328
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△3	4	△0
V 現金及び現金同等物 の増減(△)額		378	19,629	6,659
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		54,171	60,830	54,171
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※	54,549	80,459	60,830

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 8社 会社名 株式会社びわこビジネスサービス びわ銀総合管理株式会社 びわ銀モーゲージサービス株式会社 びわ銀リース株式会社 びわこ信用保証株式会社 びわ銀カード株式会社 びわ銀ソフトウェア株式会社 株式会社びわこコンピュータサービス なお、びわ銀ソフトウェア株式会社は、平成18年9月27日をもって清算終了しており、当中間連結会計期間においては損益計算書のみ連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 株式会社びわこビジネスサービス びわ銀総合管理株式会社 びわ銀モーゲージサービス株式会社 びわ銀リース株式会社 びわこ信用保証株式会社 びわ銀カード株式会社 株式会社びわこコンピュータサービス</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 8社 会社名 株式会社びわこビジネスサービス びわ銀総合管理株式会社 びわ銀モーゲージサービス株式会社 びわ銀リース株式会社 びわこ信用保証株式会社 びわ銀カード株式会社 びわ銀ソフトウェア株式会社 株式会社びわこコンピュータサービス なお、びわ銀ソフトウェア株式会社は、平成18年9月27日をもって清算終了しており、当連結会計年度においては損益計算書のみ連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>9月末日 8社</p>	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>9月末日 7社</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 8社</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) ———</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) ———</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 10年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 10年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 10年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	② 無形固定資産 同左	② 無形固定資産 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は95,332百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は89,752百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は90,893百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(8) 役員退職慰労金引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労金引当金は、役員(執行役員含む)に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労金引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>従って、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比較して前中間連結会計期間の経常利益は22百万円、税金等調整前中間純利益は142百万円それぞれ多く計上されています。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)注記事項に記載しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労金引当金の計上基準</p> <p>役員(執行役員含む)に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上する方法に変更しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、近年、役員退職慰労金引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることを踏まえ、当連結会計年度において当行及び連結子会社の役員の退職慰労金の支給に関する内規が整備・改訂されたことを契機に、役員の在任期間に合理的に費用配分することにより、期間損益の適正化と財務体質の健全化を図るために行ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は45百万円減少し、過年度対応額120百万円は特別損失に計上したことから税金等調整前当期純利益は166百万円減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
			<p>なお、過年度対応額の中には、平成15年6月以降の退任取締役及び退任監査役に対し支払う予定額を含んでおります。</p> <p>なお、内規の整備・改訂が下期であったことから当中間連結会計年度においては従来の方法によっております。変更後の方法によった場合と比較して、経常利益は22百万円、税金等調整前中間純利益は142百万円それぞれ多く計上されております。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)注記事項に記載しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べその他の経常費用が68百万円増加し、税金等調整前中間純利益は68百万円減少しております。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響については(セグメント情報)注記事項に記載しております。</p>	—
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(11)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 同左	(11)リース取引の処理方法 同左
	(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップが資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用しており、資産又は負債と金利スワップの想定元本、利息の受払条件(利子率、利息の受払日等)及び契約期間がほぼ同一であり、一体と見られる取引についてののみ、金利スワップの特例処理を採用しております。	(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左	(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」と同一であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」と同一であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は39,840百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は44,579百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2)「動産不動産」は「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(4)負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1)「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2)「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 貸出金(求償債権等を含む。以下4まで同様)のうち、破綻先債権額は4,656百万円、延滞債権額は22,312百万円でありませす。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は238百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,452百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,660百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 貸出金(求償債権等を含む。以下4まで同様)のうち、破綻先債権額は2,902百万円、延滞債権額は19,474百万円でありませす。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,307百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,833百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,209百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 貸出金(求償債権等を含む。以下4まで同様)のうち、破綻先債権額は2,330百万円、延滞債権額は17,137百万円でありませす。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,409百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,272百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,149百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,464百万円であります。</p> <p>※6 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、組成した優先受益権及び劣後受益権65,153百万円を継続保有し、貸出金に64,289百万円、現金準備金として現金預け金に864百万円を計上しております。</p> <p>また、貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は4,058百万円であります。なお、当行はCLOの優先受益権50百万円を継続保有し、「買入金銭債権」に計上し、また、劣後受益権780百万円を継続保有し、貸出金に計上しております。</p>	<p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,913百万円であります。</p> <p>※6 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、組成した優先受益権及び劣後受益権58,570百万円を継続保有し、「貸出金」に57,742百万円、現金準備金として「現金預け金」に827百万円を計上しております。</p> <p>また、貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は3,295百万円あります。なお、当行はCLOの優先受益権50百万円を継続保有し、「買入金銭債権」に計上し、また、劣後受益権643百万円を継続保有し、「貸出金」に計上しております。</p>	<p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,748百万円であります。</p> <p>※6 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、組成した優先受益権及び劣後受益権61,665百万円を継続保有し、「貸出金」に60,855百万円、現金準備金として「現金預け金」に810百万円を計上しております。</p> <p>また、貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は3,843百万円あります。なお、当行はCLOの優先受益権50百万円を継続保有し、「買入金銭債権」に計上し、また、劣後受益権709百万円を継続保有し、「貸出金」に計上しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 18,100百万円</p> <p>預け金 (定期預金) 13百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 520百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済等の代用として、有価証券18,726百万円、借入金6,381百万円の担保として未経過リース契約債権8,774百万円、40,000百万円のコミットメントライン設定の担保として、住宅ローン債権証券化による優先信託受益権47,473百万円を差し入れております。関係会社の借入金の担保として、有価証券497百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は926百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。</p>	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 18,371百万円</p> <p>預け金 (定期預金) 13百万円</p> <p>未経過リース契約債権 8,050百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 604百万円 借入金 6,427百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済等の代用として、有価証券18,787百万円、30,000百万円のコミットメントライン設定の担保として、住宅ローン債権証券化による優先信託受益権40,319百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は892百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。</p>	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 17,370百万円</p> <p>預け金 (定期預金) 13百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 426百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済等の代用として、有価証券19,880百万円、借入金5,444百万円の担保として未経過リース契約債権7,641百万円、30,000百万円のコミットメントライン設定の担保として、住宅ローン債権証券化による優先信託受益権43,452百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は905百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形及び買入外国為替はありません。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,183百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが29,532百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>上記以外に個人預金者向けの総合口座取引に係る融資未実行残高が141,531百万円あります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,176百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが25,585百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>上記以外に個人預金者向けの総合口座取引に係る融資未実行残高が136,978百万円あります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,803百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,314百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>上記以外に個人預金者向けの総合口座取引に係る融資未実行残高が139,933百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,821百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 11,686百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,424百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,750百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債6,000百万円が含まれております。 ———</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,666百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 11,932百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,424百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,750百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債6,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,490百万円であります。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,821百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 11,881百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,424百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,750百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債6,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は、4,716百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,031百万円、株式等償却348百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益791百万円を含んでおります。</p> <p>————</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,701百万円、株式等償却541百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益250百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当行グループは、次の資産について減損損失を実施しております。</p> <p>地域 滋賀県内 主な用途 店舗 6カ所 種類 土地、建物、動産 減損損失額 土地 12百万円 建物 93百万円 動産 4百万円</p> <p>当行は、原則として管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>連結子会社は、各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、上記の店舗の統廃合により廃止を行ったもしくは廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計111百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の算定に使用した回収可能額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算定しております。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,292百万円、債権売却損446百万円、貸出金償却39百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益3,284百万円を含んでおります。</p> <p>————</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	140,188	—	—	140,188	
優先株式	50,625	—	—	50,625	
合計	190,813	—	—	190,813	
自己株式					
普通株式	224	28	1	250	
優先株式	—	—	—	—	
合計	224	28	1	250	

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 28千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 1千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	139	1.00	平成18年3月31日	平成18年6月27日
	優先株式	1,446	28.57	平成18年3月31日	平成18年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	140,188	—	—	140,188	
優先株式	50,625	—	—	50,625	
合計	190,813	—	—	190,813	
自己株式					
普通株式	275	43	2	316	
優先株式	—	—	—	—	
合計	275	43	2	316	

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 43千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 2千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	279	2.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	優先株式	1,550	30.62	平成19年3月31日	平成19年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項ありません。

Ⅲ 前連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	140,188	—	—	140,188	
優先株式	50,625	—	—	50,625	
合計	190,813	—	—	190,813	
自己株式					
普通株式	224	54	2	275	
優先株式	—	—	—	—	
合計	224	54	2	275	

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 54千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 2千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	139	1.00	平成18年3月31日	平成18年6月27日
	優先株式	1,446	28.57	平成18年3月31日	平成18年6月27日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	279	利益剰余金	2.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	優先株式	1,550	利益剰余金	30.62	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 平成18年9月30日 <u>現金預け金勘定</u> 54,549百万円 現金及び 現金同等物 54,549百万円	※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 平成19年9月30日 <u>現金預け金勘定</u> 80,459百万円 現金及び 現金同等物 80,459百万円	※ 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 平成19年3月31日 <u>現金預け金勘定</u> 60,830百万円 現金及び 現金同等物 60,830百万円

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>17</td> <td>—</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>11</td> <td>—</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11百万円</td> </tr> </tbody> </table> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 100万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	17	—	17	減価償却累計額相当額	6	—	6	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間連結会計期間末残高相当額	11	—	11	1年内	3百万円	1年超	8百万円	合計	11百万円	支払リース料	100万円	リース資産減損勘定の取崩額	100万円	減価償却費相当額	100万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	100万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8百万円</td> </tr> </tbody> </table> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 100万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	13	4	17	減価償却累計額相当額	7	2	9	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間連結会計期間末残高相当額	5	2	7	1年内	3百万円	1年超	4百万円	合計	8百万円	支払リース料	100万円	リース資産減損勘定の取崩額	100万円	減価償却費相当額	100万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	100万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9百万円</td> </tr> </tbody> </table> リース資産減損勘定年度末残高 100万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定取崩額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	13	4	17	減価償却累計額相当額	6	1	8	減損損失累計額相当額	—	—	—	年度末残高相当額	6	2	9	1年内	3百万円	1年超	6百万円	合計	9百万円	支払リース料	300万円	リース資産減損勘定取崩額	100万円	減価償却費相当額	300万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	100万円
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																											
取得価額相当額	17	—	17																																																																																																											
減価償却累計額相当額	6	—	6																																																																																																											
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																																																											
中間連結会計期間末残高相当額	11	—	11																																																																																																											
1年内	3百万円																																																																																																													
1年超	8百万円																																																																																																													
合計	11百万円																																																																																																													
支払リース料	100万円																																																																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	100万円																																																																																																													
減価償却費相当額	100万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
減損損失	100万円																																																																																																													
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																											
取得価額相当額	13	4	17																																																																																																											
減価償却累計額相当額	7	2	9																																																																																																											
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																																																											
中間連結会計期間末残高相当額	5	2	7																																																																																																											
1年内	3百万円																																																																																																													
1年超	4百万円																																																																																																													
合計	8百万円																																																																																																													
支払リース料	100万円																																																																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	100万円																																																																																																													
減価償却費相当額	100万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
減損損失	100万円																																																																																																													
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																											
取得価額相当額	13	4	17																																																																																																											
減価償却累計額相当額	6	1	8																																																																																																											
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																																																											
年度末残高相当額	6	2	9																																																																																																											
1年内	3百万円																																																																																																													
1年超	6百万円																																																																																																													
合計	9百万円																																																																																																													
支払リース料	300万円																																																																																																													
リース資産減損勘定取崩額	100万円																																																																																																													
減価償却費相当額	300万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
減損損失	100万円																																																																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																														
<p>2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(貸主側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>17,802</td> <td>5,843</td> <td>23,646</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>11,639</td> <td>3,392</td> <td>15,032</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高</td> <td>6,162</td> <td>2,451</td> <td>8,613</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3,086百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6,951百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,037百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額、営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算出しております。</p> <p>・受取リース料、減価償却費</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>1,749百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,386百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	17,802	5,843	23,646	減価償却累計額	11,639	3,392	15,032	中間連結会計期間末残高	6,162	2,451	8,613	1年内	3,086百万円	1年超	6,951百万円	合計	10,037百万円	受取リース料	1,749百万円	減価償却費	1,386百万円	<p>2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(貸主側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>16,512</td> <td>6,425</td> <td>22,938</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>10,507</td> <td>3,795</td> <td>14,302</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高</td> <td>6,005</td> <td>2,630</td> <td>8,635</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3,261百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6,683百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,944百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額、営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算出しております。</p> <p>・受取リース料、減価償却費</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>1,924百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,496百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	16,512	6,425	22,938	減価償却累計額	10,507	3,795	14,302	中間連結会計期間末残高	6,005	2,630	8,635	1年内	3,261百万円	1年超	6,683百万円	合計	9,944百万円	受取リース料	1,924百万円	減価償却費	1,496百万円	<p>2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(貸主側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>17,350</td> <td>6,219</td> <td>23,569</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>11,138</td> <td>3,554</td> <td>14,692</td> </tr> <tr> <td>年度末残高</td> <td>6,211</td> <td>2,664</td> <td>8,876</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3,296百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6,964百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,261百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額、営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算出しております。</p> <p>・受取リース料、減価償却費</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>3,584百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>2,854百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	17,350	6,219	23,569	減価償却累計額	11,138	3,554	14,692	年度末残高	6,211	2,664	8,876	1年内	3,296百万円	1年超	6,964百万円	合計	10,261百万円	受取リース料	3,584百万円	減価償却費	2,854百万円
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額	17,802	5,843	23,646																																																																													
減価償却累計額	11,639	3,392	15,032																																																																													
中間連結会計期間末残高	6,162	2,451	8,613																																																																													
1年内	3,086百万円																																																																															
1年超	6,951百万円																																																																															
合計	10,037百万円																																																																															
受取リース料	1,749百万円																																																																															
減価償却費	1,386百万円																																																																															
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額	16,512	6,425	22,938																																																																													
減価償却累計額	10,507	3,795	14,302																																																																													
中間連結会計期間末残高	6,005	2,630	8,635																																																																													
1年内	3,261百万円																																																																															
1年超	6,683百万円																																																																															
合計	9,944百万円																																																																															
受取リース料	1,924百万円																																																																															
減価償却費	1,496百万円																																																																															
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額	17,350	6,219	23,569																																																																													
減価償却累計額	11,138	3,554	14,692																																																																													
年度末残高	6,211	2,664	8,876																																																																													
1年内	3,296百万円																																																																															
1年超	6,964百万円																																																																															
合計	10,261百万円																																																																															
受取リース料	3,584百万円																																																																															
減価償却費	2,854百万円																																																																															

(有価証券関係)

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	8,939	15,106	6,167
債券	89,470	88,913	△556
国債	62,000	61,444	△556
地方債	5,939	5,978	39
社債	21,530	21,490	△39
その他	14,116	15,063	947
合計	112,526	119,083	6,557

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は347百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

期末月1カ月の平均時価が取得原価から50%以上下落した銘柄は一律

期末月1カ月の平均時価が取得原価の30%以上下落した銘柄は一定期間の時価推移を勘案

期末日の時価が取得原価対比下落した銘柄は一定期間の時価推移および当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	110
その他有価証券 非上場株式	409

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券中の非上場株式について1百万円減損処理を行っております。減損処理は、時価相当額(一株当たり純資産額)が取得原価から50%以上下落した銘柄が対象であります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	8,902	13,432	4,529
債券	95,949	95,234	△715
国債	69,989	69,248	△740
地方債	7,208	7,223	14
社債	18,751	18,762	10
その他	9,576	10,769	1,193
合計	114,428	119,436	5,007

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は392百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

期末月1カ月の平均時価が取得原価から50%以上下落した銘柄は一律

期末月1カ月の平均時価が取得原価の30%以上下落した銘柄は一定期間の時価推移を勘案

期末日の時価が取得原価対比下落した銘柄は一定期間の時価推移および当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	75
その他有価証券 非上場株式	414
事業債(私募債)	7,157

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券中の非上場株式について148百万円減損処理を行っております。減損処理は、時価相当額(一株当たり純資産額)が取得原価から50%以上下落した銘柄が対象であります。

Ⅲ 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	10	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	8,984	15,604	6,620	6,938	318
債券	91,887	91,142	△ 745	170	915
国債	59,994	59,225	△ 768	56	825
地方債	5,793	5,820	27	31	4
社債	26,100	26,096	△ 4	81	85
その他	9,049	12,389	3,340	3,470	130
合計	109,921	119,136	9,215	10,579	1,364

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について526百万円に減損処理を行っております。

減損処理については、連結会計年度末月1カ月の平均時価が取得原価から50%以上下落した銘柄は一律、連結会計年度末月1カ月の平均時価が取得原価の30%以上下落した銘柄は一定期間の時価推移を勘案し、また連結会計年度末日の時価が取得原価対比下落した銘柄は一定期間の時価推移および当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して行っております。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	3,898	948	—

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	75
その他有価証券 非上場株式	357

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券中の非上場株式について2百万円減損処理を行っております。減損処理は、時価相当額(一株当たり純資産額)が取得原価から50%以上下落した銘柄が対象であります。

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	13,057	41,118	18,755	18,285
国債	7,281	25,010	8,647	18,285
地方債	250	2,079	3,491	—
社債	5,525	14,029	6,616	—
合計	13,057	41,118	18,755	18,285

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

該当事項なし。

II 当中間連結会計期間末

該当事項なし。

III 前連結会計年度末

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,557
その他有価証券	6,557
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	2,646
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,911
(△) 少数株主持分相当額	0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	3,911

II 当中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,007
その他有価証券	5,007
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	1,655
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,352
(△) 少数株主持分相当額	0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	3,351

Ⅲ 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	9,215
その他有価証券	9,215
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	3,718
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,496
(△) 少数株主持分相当額	0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,496

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	521	540	1
	売建	242	251	△8
	買建	279	289	10
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	540	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	591	586	2
	売建	295	291	3
	買建	296	295	△1
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	586	2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

Ⅲ 前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

当行はお客様との取引として、インパクトローンと外貨預金等の資金取引関連と輸出取引等の貿易取引関連に係る為替取引に関する先物予約のほか、当行自身の各オンバランス取引に係るリスクヘッジのデリバティブ取引を行っています。なお、連結子会社においては、デリバティブ取引を行っておりません。

デリバティブの取組方針は、金利・為替・価格変動の各種リスクを回避、減少させる「リスクヘッジ」を主たる利用目的としており、取引の内容は以下の3種類であります。(但し、平成19年3月31日現在、国債先物の残高はございません。)

イ) 外国為替先物予約

ロ) 円金利スワップ

ハ) 国債先物

デリバティブ取引では、マーケットリスク、信用リスクを内包しています。

マーケットリスクは、市場変動から損失を被る可能性のあるリスクですが、目的をヘッジに置くことにより、オンバランスの資産・負債との間でリスクを打ち消す効果を出しています。マーケットリスクの測定については、外国為替先物予約は引直相場により、また、円金利スワップは将来のキャッシュフローを現在価値に割り引いたNPVの算出により、そして国債先物は取引所の清算価格で各々時価評価しています。

信用リスクは、取引先の契約不履行によって発生するものです。信用リスクの測定は、カレント・エクスポージャー方式で算出し、各取引先ごとに信用リスク相当額を管理しています。取引先としては、デリバティブ取引の仕組み、リスクの所在を理解している先に絞るほか、特定先に集中しないよう分散を図っています。

リスク管理体制は、取引担当部内で取引実行部門(フロントオフィス)と事務管理部門(バックオフィス)とに分離し、相互牽制体制を確立しています。また、経営陣へのリスク管理情報の報告体制は、月次のポジションや評価損益等の報告のほか随時担当部長による報告が行われています。

また、デリバティブ取引は、ヘッジ対象となるオンバランスの資産・負債とオン・オフ一体管理をしています。

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	203	—	204	0
	買建	4,694	—	4,696	1
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	4,900	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
該当事項ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当事項ありません。

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項ありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	12,832	2,149	502	15,485	—	15,485
(2) セグメント間の内部 経常収益	48	385	309	744	(744)	—
計	12,881	2,535	812	16,230	(744)	15,485
経常費用	10,548	2,513	664	13,725	(735)	12,990
経常利益	2,333	22	148	2,504	(9)	2,494

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) リース業・・・リース業
- (3) その他の事業・・・クレジットカード、信用保証業務等

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	信用 保証業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	14,060	2,226	217	296	16,800	—	16,800
(2) セグメント間の内部 経常収益	56	473	181	199	911	(911)	—
計	14,116	2,699	399	496	17,711	(911)	16,800
経常費用	12,079	2,611	110	453	15,255	(834)	14,421
経常利益	2,037	88	288	42	2,455	(77)	2,378

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) リース業・・・リース業
- (3) 信用保証業・・・信用保証業務
- (4) その他の事業・・・クレジットカード、人材派遣業務等

3 前連結会計年度より、役員退職慰労金について、支出時に費用処理する方法から、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労金引当金として計上する方法に変更しております。

また、内規の整備・改訂が前連結会計年度下期であったことから、前中間連結会計期間においては従来の方法によるおります。変更後の方法によった場合と比較して、経常利益は「銀行業」で21百万円、「リース業」で0百万円それぞれ多く計上されています。

4 当中間連結会計期間より、睡眠預金払戻損失について、支出時に費用処理する方法から、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しております。

これにより、従来の方法によった場合と比較して当中間連結会計期間の経常利益は、「銀行業」で68百万円減少しております。

5 従来、信用保証業務は「その他の事業」に含めておりましたが、当該業務における経常利益が全セグメントの経常利益の合計額の10%以上となったため、当中間連結会計期間から「信用保証業」として区分して記載しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	26,234	4,275	1,014	31,524	—	31,524
(2) セグメント間の内部 経常収益	97	765	647	1,509	(1,509)	—
計	26,331	5,040	1,662	33,033	(1,509)	31,524
経常費用	22,319	4,915	1,346	28,581	(1,387)	27,193
経常利益	4,011	124	316	4,452	(122)	4,330

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 各事業の主な内容は次のとおりであります。
- (1) 銀行業・・・・・・銀行業
 - (2) リース業・・・・・・リース業
 - (3) その他の事業・・・・・・クレジットカード、信用保証業務等
- 3 当連結会計年度より、役員退職慰労金について、支出時に費用処理する方法から、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労金引当金として計上する方法に変更しております。
- これにより、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の経常利益は、「銀行業」で43百万円、「リース業」で2百万円それぞれ減少しております。
- また、内規の整備・改訂が下期であったことから、当中間連結会計年度においては従来の方法によっております。変更後の方法によった場合と比較して、経常利益は「銀行業」で21百万円、「リース業」で0百万円それぞれ多く計上されています。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△4.71	15.24	29.14
1株当たり 中間(当期)純利益	円	19.25	14.56	30.75
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益	円	7.65	5.78	16.62

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	40,256	43,100	45,013
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	40,915	40,968	40,934
(うち優先株式)	40,500	40,500	40,500
(うち少数株主持分)	415	468	434
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	△659	2,132	4,078
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末の普通株式の数 (千株)	139,937	139,871	139,912

(注) 2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	2,695	2,038	5,853
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	1,550
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	—	—	1,550
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	2,695	2,038	4,303
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	139,953	139,891	139,937
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	212,201	212,201	212,201
うち優先株式	千株	212,201	212,201	212,201
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

(2) 【その他】

該当事項ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※7, 8	54,248	5.01	79,860	7.28	60,568	5.59
コールローン		45,000	4.15	45,230	4.12	45,000	4.16
買入金銭債権	※7	50	0.00	50	0.00	50	0.00
商品有価証券		6	0.00	19	0.00	10	0.00
有価証券	※1,8 16	120,600	11.14	128,149	11.68	120,605	11.14
貸出金	※2,3 4,5 6,7 9	833,137	76.94	816,985	74.46	831,631	76.79
外国為替	※6	378	0.03	370	0.03	358	0.03
その他資産	※8, 15	5,741	0.53	5,799	0.53	5,756	0.53
有形固定資産	※10 11 14	11,204	1.03	11,128	1.01	11,192	1.03
無形固定資産		548	0.05	711	0.06	615	0.06
繰延税金資産		10,058	0.93	9,893	0.90	8,047	0.74
支払承諾見返		15,660	1.45	12,917	1.18	13,366	1.23
貸倒引当金		△13,471	△1.24	△13,810	△1.25	△14,021	△1.29
投資損失引当金		△264	△0.02	△75	△0.00	△151	△0.01
資産の部合計		1,082,898	100.00	1,097,229	100.00	1,083,028	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	1,009,243	93.20	1,017,855	92.77	1,001,691	92.46
コールマネー		14	0.00	—	—	15	0.00
借入金	※12	7,808	0.72	12,787	1.16	12,798	1.18
外国為替		9	0.00	18	0.00	25	0.00
社債	※13	6,000	0.55	6,000	0.55	6,000	0.55
その他負債	※15	2,383	0.22	3,101	0.28	2,572	0.24
賞与引当金		335	0.03	318	0.03	294	0.03
役員退職慰労金引当金		—	—	81	0.01	163	0.02
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	68	0.00	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※14	1,953	0.18	1,948	0.18	1,953	0.18
支払承諾		15,660	1.45	12,917	1.18	13,366	1.23
負債の部合計		1,043,409	96.35	1,055,097	96.16	1,038,881	95.92
(純資産の部)							
資本金		28,000	2.58	28,000	2.55	28,000	2.59
資本剰余金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
その他資本剰余金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
利益剰余金		5,711	0.53	8,927	0.81	8,787	0.81
利益準備金		318	0.03	683	0.06	318	0.03
その他利益剰余金		5,393	0.50	8,243	0.75	8,469	0.78
繰越利益剰余金		5,393	0.50	8,243	0.75	8,469	0.78
自己株式		△58	△0.00	△72	△0.00	△63	△0.01
株主資本合計		33,653	3.11	36,854	3.36	36,723	3.39
その他有価証券 評価差額金		3,869	0.36	3,318	0.30	5,456	0.51
土地再評価差額金	※14	1,966	0.18	1,958	0.18	1,966	0.18
評価・換算差額等 合計		5,835	0.54	5,277	0.48	7,423	0.69
純資産の部合計		39,489	3.65	42,132	3.84	44,146	4.08
負債及び純資産の部 合計		1,082,898	100.00	1,097,229	100.00	1,083,028	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		12,881	100.00	14,116	100.00	26,331	100.00
資金運用収益		9,870		10,260		20,284	
(うち貸出金利息)		(8,881)		(9,113)		(17,982)	
(うち有価証券 利息配当金)		(898)		(921)		(2,041)	
役員取引等収益		2,145		2,468		4,482	
その他業務収益		285		616		307	
その他経常収益		580		771		1,257	
経常費用		10,548	81.89	12,079	85.57	22,319	84.76
資金調達費用		836		1,866		2,169	
(うち預金利息)		(560)		(1,521)		(1,604)	
役員取引等費用		997		1,091		2,030	
その他業務費用		0		26		—	
営業経費	※ 1	6,449		6,842		12,962	
その他経常費用	※ 2	2,264		2,252		5,157	
経常利益		2,333	18.11	2,037	14.43	4,011	15.24
特別利益	※ 3	789	6.12	250	1.77	3,280	12.45
特別損失	※ 4	12	0.09	122	0.87	144	0.55
税引前中間(当期)純利益		3,110	24.14	2,164	15.33	7,147	27.14
法人税、住民税及び 事業税		15	0.11	13	0.09	39	0.15
法人税等調整額		493	3.83	187	1.34	1,431	5.43
中間(当期)純利益		2,601	20.20	1,962	13.90	5,676	21.56

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	28,000	0	0
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当(注)	—	—	—
中間純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
自己株式の処分	—	0	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	0
平成18年9月30日残高(百万円)	28,000	0	0

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	—	4,696	4,696	△50	32,646
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	318	△1,904	△1,586	—	△1,586
中間純利益	—	2,601	2,601	—	2,601
自己株式の取得	—	—	—	△7	△7
自己株式の処分	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	318	697	1,014	△7	1,007
平成18年9月30日残高(百万円)	318	5,393	5,711	△58	33,653

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	5,424	1,966	7,390	40,037
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△1,586
中間純利益	—	—	—	2,601
自己株式の取得	—	—	—	△7
自己株式の処分	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△1,555	—	△1,555	△1,555
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,555	—	△1,555	△547
平成18年9月30日残高(百万円)	3,869	1,966	5,835	39,489

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	28,000	0	0
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当(注)	—	—	—
中間純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—
平成19年9月30日残高(百万円)	28,000	0	0

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
平成19年3月31日残高(百万円)	318	8,469	8,787	△63	36,723
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	365	△2,195	△1,829	—	△1,829
中間純利益	—	1,962	1,962	—	1,962
自己株式の取得	—	—	—	△9	△9
自己株式の処分	—	△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	7	7	—	7
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	365	△225	140	△9	131
平成19年9月30日残高(百万円)	683	8,243	8,927	△72	36,854

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	5,456	1,966	7,423	44,146
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△1,829
中間純利益	—	—	—	1,962
自己株式の取得	—	—	—	△9
自己株式の処分	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	7
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△2,138	△7	△2,145	△2,145
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△2,138	△7	△2,145	△2,014
平成19年9月30日残高(百万円)	3,318	1,958	5,277	42,132

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	28,000	0	0
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注)	—	—	—
当期純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
自己株式の処分	—	0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	0	0
平成19年3月31日残高(百万円)	28,000	0	0

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	—	4,696	4,696	△50	32,646
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	318	△1,904	△1,586	—	△1,586
当期純利益	—	5,676	5,676	—	5,676
自己株式の取得	—	—	—	△13	△13
自己株式の処分	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	318	3,772	4,090	△13	4,077
平成19年3月31日残高(百万円)	318	8,469	8,787	△63	36,723

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	5,424	1,966	7,390	40,037
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△1,586
当期純利益	—	—	—	5,676
自己株式の取得	—	—	—	△13
自己株式の処分	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	32	—	32	32
事業年度中の変動額合計(百万円)	32	—	32	4,109
平成19年3月31日残高(百万円)	5,456	1,966	7,423	44,146

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) ———</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) ———</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は95,332百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は89,752百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は90,893百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(5) 役員退職慰労金引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労金引当金は、役員(執行役員含む)に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労金引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>従って、前中間会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比較して、前中間会計期間の経常利益は21百万円、税引前中間純利益は142百万円それぞれ多く計上されています。</p>	<p>(5) 役員退職慰労金引当金の計上基準</p> <p>役員(執行役員)に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、近年、役員退職慰労金引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることを踏まえ、当事業年度において役員の退職慰労金の支給に関する内規が整備・改訂されたことを契機に、役員の在任期間に合理的に費用配分することにより、期間損益の適正化と財務体質の健全化を図るために行ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は43百万円減少し、過年度対応額120百万円は特別損失に計上したことから税引前当期純利益は163百万円減少しております。</p> <p>なお、過年度対応額の中には、平成15年6月以降の退任取締役及び退任監査役に対し支払う予定額を含んでおります。</p> <p>なお、内規の整備・改訂が下期であったことから、当中間会計期間においては従来の方法によっております。変更後の方法によった場合と比較して、経常利益は21百万円、税引前中間純利益は142百万円それぞれ多く計上されています。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が適用されることに伴い、当中間期から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べその他の経常費用が68百万円増加し、税引前中間純利益は68百万円減少しております。</p>	—
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法は、金利スワップが資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用しており、資産又は負債と金利スワップの想定元本、利息の受払条件(利子率、利息の受払日等)及び契約期間がほぼ同一であり、一体と見られる取引についてのみ、金利スワップの特例処理を採用しております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左
	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は39,489百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は44,146百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>—————</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることとなったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 1,231百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,000百万円、延滞債権額は21,947百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は169百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,434百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 1,231百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,218百万円、延滞債権額は16,935百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,300百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,701百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 1,231百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,819百万円、延滞債権額は16,956百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,406百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,156百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,552百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,464百万円であります。</p> <p>※7 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、組成した優先受益権及び劣後受益権65,153百万円を継続保有し、貸出金に64,289百万円、現金準備金として現金預け金に864百万円を計上しております。 また、貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は4,058百万円であります。なお、当行はCLOの優先受益権50百万円を継続的に保有し、「買入金銭債権」に計上し、また、劣後受益権780百万円を継続保有し、貸出金に計上しております。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,156百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,913百万円であります。</p> <p>※7 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、組成した優先受益権及び劣後受益権58,570百万円を継続保有し、「貸出金」に57,742百万円、現金準備金として「現金預け金」に827百万円を計上しております。 また、貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は3,295百万円あります。なお、当行はCLOの優先受益権50百万円を継続的に保有し、「買入金銭債権」に計上し、また、劣後受益権643百万円を継続保有し、「貸出金」に計上しております。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,339百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,748百万円あります。</p> <p>※7 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、組成した優先受益権及び劣後受益権61,665百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に60,855百万円、現金準備金として現金預け金中の「預け金」に810百万円を計上しております。 また、貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は3,843百万円あります。なお、当行はCLOの優先受益権50百万円を継続的に保有し、「買入金銭債権」に計上し、また、劣後受益権709百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 18,100百万円</p> <p>預け金 (定期預金) 13百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 520百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済等の代用として、有価証券18,726百万円、40,000百万円のコミットメントライン設定の担保として、住宅ローン債権証券化による優先信託受益権47,473百万円を差し入れております。</p> <p>子会社の借入金の担保として、有価証券497百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は926百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 17,872百万円</p> <p>預け金 (定期預金) 13百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 604百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済等の代用として、有価証券18,787百万円、30,000百万円のコミットメントライン設定の担保として、住宅ローン債権証券化による優先信託受益権40,319百万円を差し入れております。</p> <p>子会社の借入金の担保として、有価証券499百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は892百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 17,370百万円</p> <p>預け金 (定期預金) 13百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 426百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済等の代用として、有価証券19,880百万円、30,000百万円のコミットメントライン設定の担保として、住宅ローン債権証券化による優先信託受益権43,452百万円を差し入れております。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,603百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが19,953百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>上記以外に個人預金者向けの総合口座取引に係る融資未実行残高が141,531百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,084百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが16,493百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>上記以外に個人預金者向けの総合口座取引に係る融資未実行残高が136,978百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,428百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが14,940百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>上記以外に個人預金者向けの総合口座取引に係る融資未実行残高が139,933百万円あります。</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 11,622百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 11,868百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 11,814百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,424百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,424百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,424百万円 (当期圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,750百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,750百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,750百万円が含まれております。</p>
<p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">3,821百万円</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">3,666百万円</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">3,821百万円</p>
<p style="text-align: center;">———</p>	<p>※15 その他負債には、八幡駅前支店にかかる土地収用代金として、未決算特別勘定14百万円が含まれています。</p>	<p>※15 その他負債には、八幡駅前支店にかかる土地収用代金として、未決算特別勘定14百万円が含まれています。</p>
<p style="text-align: center;">———</p>	<p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は4,490百万円であります。</p>	<p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は4,716百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 165百万円 無形固定資産 112百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,872百万円、債権売却損348百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、償却債権取立益789百万円であります。</p> <p>—————</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 185百万円 無形固定資産 98百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,575百万円、株式等償却541百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、償却債権取立益250百万円であります。</p> <p>※4 当行は、次の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>地域 滋賀県内 主な用途 店舗 6ヵ所 種類 土地、建物、動産 減損損失額 土地 12百万円 建物 93百万円 動産 4百万円</p> <p>当行は、原則として管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、上記の店舗の統廃合により廃止を行ったもしくは廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計111百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算出しております。</p>	<p>—————</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,289百万円、債権売却損26百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、償却債権取立益3,280百万円であります。</p> <p>—————</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 〔千株〕	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	224	28	1	250	
優先株式	—	—	—	—	
合計	224	28	1	250	

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 28千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買い増し請求による減少 1千株

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 〔千株〕	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	275	43	2	316	
優先株式	—	—	—	—	
合計	275	43	2	316	

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 43千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買い増し請求による減少 2千株

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式	224	54	2	275	
普通株式	224	54	2	275	
優先株式	—	—	—	—	
合計	224	54	2	275	

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 54千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買い増し請求による減少 2千株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																												
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,086</td> <td>381</td> <td>3,467</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,424</td> <td>119</td> <td>1,543</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>1,662</td> <td>262</td> <td>1,924</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	3,086	381	3,467	減価償却累計額相当額	1,424	119	1,543	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間会計期間末残高相当額	1,662	262	1,924	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,773</td> <td>523</td> <td>3,296</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,357</td> <td>202</td> <td>1,559</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>1,415</td> <td>320</td> <td>1,736</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	2,773	523	3,296	減価償却累計額相当額	1,357	202	1,559	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間会計期間末残高相当額	1,415	320	1,736	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,209</td> <td>511</td> <td>3,720</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,621</td> <td>215</td> <td>1,836</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>1,587</td> <td>296</td> <td>1,883</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	3,209	511	3,720	減価償却累計額相当額	1,621	215	1,836	減損損失累計額相当額	—	—	—	期末残高相当額	1,587	296	1,883
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																											
取得価額相当額	3,086	381	3,467																																																											
減価償却累計額相当額	1,424	119	1,543																																																											
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																											
中間会計期間末残高相当額	1,662	262	1,924																																																											
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																											
取得価額相当額	2,773	523	3,296																																																											
減価償却累計額相当額	1,357	202	1,559																																																											
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																											
中間会計期間末残高相当額	1,415	320	1,736																																																											
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																											
取得価額相当額	3,209	511	3,720																																																											
減価償却累計額相当額	1,621	215	1,836																																																											
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																											
期末残高相当額	1,587	296	1,883																																																											
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>530百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,443百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,973百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	530百万円	1年超	1,443百万円	合計	1,973百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>578百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,246百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,824百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	578百万円	1年超	1,246百万円	合計	1,824百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>559百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,406百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,965百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	559百万円	1年超	1,406百万円	合計	1,965百万円																																										
1年内	530百万円																																																													
1年超	1,443百万円																																																													
合計	1,973百万円																																																													
1年内	578百万円																																																													
1年超	1,246百万円																																																													
合計	1,824百万円																																																													
1年内	559百万円																																																													
1年超	1,406百万円																																																													
合計	1,965百万円																																																													
・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円	・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円	・リース資産減損勘定の期末残高 一百万円																																																												
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失																																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>342百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>298百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	342百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	298百万円	支払利息相当額	46百万円	減損損失	一百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>338百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>294百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	338百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	294百万円	支払利息相当額	50百万円	減損損失	一百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>680百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>591百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>105百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	680百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	591百万円	支払利息相当額	105百万円	減損損失	一百万円																														
支払リース料	342百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																													
減価償却費相当額	298百万円																																																													
支払利息相当額	46百万円																																																													
減損損失	一百万円																																																													
支払リース料	338百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																													
減価償却費相当額	294百万円																																																													
支払利息相当額	50百万円																																																													
減損損失	一百万円																																																													
支払リース料	680百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																													
減価償却費相当額	591百万円																																																													
支払利息相当額	105百万円																																																													
減損損失	一百万円																																																													
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																																																												
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																																																												

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間(平成18年9月30日現在)、当中間会計期間(平成19年9月30日現在)及び前事業年度(平成19年3月31日現在)のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

[前へ](#)

(2) 【その他】

該当事項ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|--|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成18年4月1日
(第102期) 至 平成19年3月31日 | 平成19年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 上記(1)有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年10月30日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月 8 日

株式会社 びわこ銀行
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 在 喜 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社びわこ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社びわこ銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

株式会社 びわこ銀行
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 在 喜 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社びわこ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社びわこ銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月 8 日

株式会社 びわこ銀行
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 在 喜 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社びわこ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社びわこ銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

株式会社 びわこ銀行
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 在 喜 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社びわこ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社びわこ銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。